

## 學界展望

# 平時封鎖より戰時封鎖へ

大 平 善 梧

### 目 次

- 一 封鎖法理の概観
- 二 我が支那沿岸封鎖の發展
- 三 米國の對樞軸經濟封鎖の展開

### 一 封鎖法理の概観

封鎖は敵國の港及び海岸に對して行ふ交通の遮斷である。實力を以て行ふ海上交通の防止であつて、交戦權に基く敵對手段として最も大規模なものである。封鎖は元來敵に對する戰爭行爲であるが、その對象は必ずしも敵の兵力に對して行はれることを要せず、封鎖海岸附近に於て毫も敵の海軍力が存在せず、又何等作戰行動の行はれないのに拘

平時封鎖より戰時封鎖へ

はらず、通商遮斷の目的を以て宣言され得る。即ち軍事的封鎖の他に、商業的封鎖 *commercial blockade*, *Handelsblockade* が存するのである。<sup>(1)</sup> 商業的封鎖は經濟的考慮より實施せられるものにて、海岸に現實の作動が行はれず、單純に海岸と海との交通を斷絶せしめる爲めに行はれる。戦争が近代化され、經濟的要素が重大視せられるに到るや、經濟戦争 *economic war*, *Wirtschaftskrieg* の様相が全面的に顯現し、封鎖も商業的的目的の爲めに行はれる事が多くなつた。總力戦に於ては、戦争は、國家の兵力と兵力との鬭争に非らずして、國家全力の相手國全力に對する鬭争となる。總力戦は、前線の兵力を對象とするに止まらず、銃後一般の國民をその攻撃の對象となすに到る。戦争は長期戦となり、大なる消耗を伴つて來る。戦争の要請は、單に第一線の軍隊の殲滅を希求するばかりでなく、更にその前線と後方との連絡、殊にその補給の根源の壞滅を希望してやまない。國民の國民に對する絶對的鬭争關係が出現し、經濟戦争の手段は容赦なく施行せられることとなつた。斯くして經濟封鎖 *economic blockade* が總力戦に於ける最も効果ある武器として採用され、封鎖の商業的方面が強調されるに到つた。

商業的封鎖は比較的近來の產物である。陸上の攻圍と相伴つて行はれる軍事的封鎖は、古來多く行はれて來た。商業的封鎖は之に對し海上の國際交通が發達し、戰時中立國の地位が承認せられるに到つて、その出現を見たと考へられる。商業的封鎖は始め軍事的封鎖に隨伴して行はれ、後にその固有の意義を認められ、その交戦者の獨立の權利として承認せられた。而して戦争の經濟的要因の重視せられるに到るや、大規模の商業的封鎖が實行されるに到り、第一次歐洲大戰に於ては最も廣範圍の經濟封鎖が行はれた。兵力戦の勝敗が簡單に決せず、長期戦の體勢となれば、飢餓戦を目的として封鎖が實施せられる。英佛の對獨封鎖や、獨逸の對英逆封鎖が之であり、從前の封鎖理論を越脱し

て、互に實力を伴はない紙上大封鎖を決定した。英佛の對獨封鎖は所謂長距離封鎖 *long distance blockade* によつて、海上の對獨交通を巡洋艦の警戒線 *cordon* に依つて監視せんとする封鎖を實施した。即ち英佛は一九一五年三月一切の貨物が獨逸に出入することを海上で防止する旨を宣言した。右英國三月十一日の命令によれば、獨逸の港に向つて航行する船舶に就いては、中立國又は同盟國の港に向つて航行すべき許可證を與へられない限り、英國の港に貨物を陸揚げすることを要し、獨逸から出發した船舶に就いては、積載した貨物を英國の港に陸揚げするのなければ、航行を繼續することを許されない。之に對し獨逸の逆封鎖は戰爭區域 *war zone*, *Kriegsgebiet* の宣言を行ひ、潜水艦を以て對英通商を破壊せんとしたものである。即ち一九一五年二月に獨逸は英國周圍の海の全部を戰爭區域であると宣言した。この區域に於て、獨逸は敵の船舶をすべて破壊し、中立船舶の蒙る危険に對しても責任を負はないとした。英國の封鎖も、亦獨逸の逆封鎖も、共に相當の効果を擧げたが、英國が船艦の護送 *convoy* 制度を實施する様になつて、獨逸の潜水艦の活動が著しく封ぜられ、結局英國の行ふ經濟封鎖が勝を制し、米國の參戦を見るや、遂に獨逸は屈服せざるを得なかつたのである。

第一次歐洲大戰に於て獨逸が屈服した所より、經濟封鎖の効果が高く稱價せられ、今後戰爭の最後の勝敗を決するものは經濟力であるとの戰爭觀が普及し、英佛等の戰勝國は、茲にこの經濟封鎖を武器として戰敗國を壓迫し、以てヴェルサイユ體制を維持し得るものと考へるに到つた。經濟制裁 *economic sanction* の思想は即ち之であつて、強力を以てヴェルサイユ體制を破壊せんとするものは、侵略者の刻印を押され聯盟加入國の共同の敵として制裁を科せられる事となつた。國際聯盟規約第十六條は左の如く規定し、經濟封鎖を制裁の武器として採用して居る。

平時封鎖より戰時封鎖へ

## 一 橋論叢 第九卷 第二號

第十六條 第十二條第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス(第一項)

聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最小限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス(第三項)

而して一九二四年の壽府議定書は、條約として成立しなかつたけれども、聯盟機構の強化を計り、國際的犯罪の防遏を確保せんと企圖し、經濟制裁の細目の規定を設け、一九三〇年の財政援助條約は、被侵略國に對する財政援助の相互計畫を立てて安全保障を樹立し、經濟制裁の實行を容易ならしめんとした。而して一九二八年八月二十七日不戰條約は侵略的戰爭を非とし、一切の紛争を平和的に解決すべきことを約し、ヴェルサイユ體制の維持を計つた。

經濟封鎖は確かに強力な武器である。各國の經濟が世界經濟と密接に結び付き、鞏固な連帶關係を形成して居る現代の國際經濟の状態に於ては、一國のみの孤立經濟は許されず、各國とも經濟斷交の制裁を受ける事は甚だ苦痛とするところである。殊に強大な經濟力と海軍力とを有する大國から斯る經濟封鎖を被ることは致命的な打撃であらう。

現に聯盟成立前に於ても、平時封鎖 *pacific blockade*, *Friedensblockade* の名稱を以て、屢々歐洲列強がギリシヤ、トルコ、ヴェネズエラ等の弱國の海岸を封鎖して、鎮壓、復仇その他の目的を達成して居る。平時封鎖は、平時に於ける封鎖で海軍力を以て相手國の港又は海岸の海上交通を遮斷する點は戰時封鎖 *war blockade* と相違しない。ただ

平時封鎖に於ては第三國船舶に對して其の効果を及ぼし得ないとされ、その通商破壊の效力が尠いのである。併しこの平時封鎖に於ても強國が協同して行ふ場合には、其の效果は大であつて、相手國は之に屈服せざるを得ない有様である。平時封鎖の始めとされる一八二七年英佛露に依る土耳其軍に對するギリシャ海岸の封鎖は干渉の目的を達し、一八三三年の英佛の和蘭海岸の封鎖は白耳義の獨立を援助し、一八四五年に英佛獨が聯合してアルゼンチンのラブラタを封鎖して復仇の目的を達し、一九〇二年には英獨伊がヴェネズエラに債務支拂強制の封鎖を行つて居る。歐洲大戰以前に於ける約一世紀の間に起つた平時封鎖の例は決して少いものではない。以上の平時封鎖の先例は、經濟封鎖が國際警察手段として又制裁手段として效果あることを示すものにて、これが歐洲大戰の體驗を通して、團體性を加味した經濟制裁となり、聯盟上の新制度に更生したものと看做し得るのである。

併し斯る平時封鎖乃至經濟封鎖は果して所期の目的を達成し續けるであらうか。更に國際社會に於て最良の法の執行手段と成り得るのであらうか。平時封鎖乃至經濟封鎖が國際政治遂行上の有力な武器となることは承認せられるが、これが治安維持の萬能薬では斷じて有り得ない。經濟封鎖は弱國に對して、且協同して行はれて、始めて効果を發揮する。強國に對しては斯る經濟封鎖は簡單に實施し得ず、各國ともにその參加に躊躇する所である。

國際聯盟の戰濟封鎖の制度も極めて不完全なものにて、各國の共同參加を當然に義務附けるものではなかつた。規約第十六條の正文は相當に嚴正な文字を使用して居るに拘はらず、加入國はその文字通りの適用を拒否して、自由な解釋を求めた。一九二一年の聯盟總會に於て行はれた第十六條に關する指針的決議は、規約に公權的解釋を與へ、先づ違約國の單獨行爲に依つては戰爭狀態を創定し得ずとし、單に他の聯盟國に違約國に對する戰爭行爲を行ひ又は違

約國との戦争状態を宣言する権能を與へるに過ぎずとなした。更に諸聯盟國が、聯盟規約違反の存するや否やを決定すべきものとなし、聯盟機關の提議を待つて經濟及び交通に關する斷絶、禁止及び防止等の處置を行ふべきものとして、規約の條文を緩和した。右第二回聯盟總會の決議は、解釋の名を以て本文の意義を變更したもにて、規約第十六條の實效性を著しく減少したものと見られるのである。一九三五年十月エチオピア問題に關して對伊太利の經濟制裁が實施せられたが、その封鎖は極めて緩漫であり、結局伊太利はエチオピアを征服し終り、對伊聯盟制裁は失敗に終り、その封鎖の措置を終止するに至つた。

經濟制裁は弱小國に對して相當の重壓を加へるのであるが、強大國に向つてはその效果は甚だ疑問である。經濟封鎖は比較的程度の軽いものから試み、必要に應じて漸次に嚴重な手段に移つて行くが、餘りに輕くては無意味であり、餘りに重くては戰端を開く危險が生ずる。戰爭を豫防する爲めに經濟封鎖の制度を考へたのに拘はらず、封鎖を強化するならば反つて戰爭の危險を増大すると言ふ矛盾に陥る。平時封鎖は茲に戰時封鎖に轉換せざるを得ないのである。最近平時封鎖を強化することにより遂に戰時封鎖にまで到つた我が支那沿岸航行遮斷の例があり、又制裁の名のもとに經濟斷交を強化して遂に世界大戰にまで到らしめた米國の例がある。共に世界の不安動搖の時期に現はれた事象であるが、封鎖法理の發展に對する一の示唆を與へ居るものと考へられる。

(一) Oppehejm; *International Law*, Vol. II, 1940, p. 629.

Holland; *Lectures on International Law*, 1933, p. 514.

Atherley-Jones; *Commerce in War*, 1907, p. 92.

Vanselow; *Volkerrecht*, 1931, S. 36.

立作太郎博士『戰時國際法論』五一四頁以下。

(21) Oppenheim; *op. cit.*, p. 119, 120.

Liszt; *Volkerrecht*, 1925, S. 444.

Holland; *Studies in International Law*, 1898, p. 130-142.

Hall; *International Law*, 1924, p. 437-439.

Hogan; *Pacific Blockade*, 1908, p. 73-157.

(22) Fenwick; *International Law*, 2nd ed., p. 439.

## 二 我が支那沿岸封鎖の發展

支那事變に於ける帝國海軍の中國沿岸に對する封鎖は、昭和十二年八月廿五日に開始せられた。同日第三艦隊司令長官の左記の宣言を以て施行せられたのである。<sup>(23)</sup>

本官ハ昭和十二年八月二十五日午後六時以後北緯三十二度四分東經百二十一度四十四分ヨリ北緯二十三度十四分東經百十六度四十八分ニ至ル中華民國沿海ヲ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船舶ノ交通ヲ遮斷スル事ヲ宣言ス本遮斷ハ中華民國船ニ對シテハ總テ其ノ效力ヲ有スヘシ第三國船舶及帝國船舶ハ遮斷區域内ニ出入スルヲ妨ケス

昭和十二年八月二十五日 大日本軍艦出雲ニ於テ

第三艦隊司令長官 海軍中將 長谷川清

右の宣言が指示した封鎖區域は、揚子江河口北寧三甲より廣東省汕頭に至る支那沿岸六百八十海里であつた。而し平時封鎖より戰時封鎖へ

て右封鎖は、主として支那船舶に對して施行せられたものにて、八月二十六日の我が外務省發表に於て「帝國海軍は第三國の平和的通商 *peaceful commerce* を尊重し之に干渉を加ふるの意圖を有せざるものなる事」を言明して居る如く、第三國船舶に對しては其の効果を及ぼさなかつた。即ち國際法上に所謂平時封鎖 *pacific blockade, blocus pacifique* を採用したものであつた。平時封鎖の法理に就いて未だ條約文の成立したものでなく、従前の慣例と學說とに基いて之を考察すべきであるが、最も權威あるものと看做すべきは一八八七年九月七日萬國國際法學會 *institute* のハイデルベルヒ決議である。同學會決議は、平時封鎖が、左の三條件を具備すれば國際公法に違反せざるものとした。<sup>(5)</sup>

第一 外國國旗を掲ぐる船舶は其の封鎖に拘はらず自由に入港し得べし

第二 平時の封鎖は正式に其の宣言及び通知を爲すべく且充分なる實力を以て之を維持せざるべからず

第三 被封鎖國の船舶にして其の封鎖を侵破するときは抑留せらるべし然れども其の封鎖の終りたるときは此等船舶は其の載貨と共に所有者に返還せらるべし但し其の爲め何等侵害に對する損害賠償を爲すことなかるべし

右國際法學會の決議は、平時封鎖が第三國船舶に對して效力無きことを定めると共に、更に平時封鎖に於ては封鎖侵破船舶を抑留するに止め、沒收し得ざるものと爲して居る。この點に關して我が海軍の支那沿岸航行遮斷は明確な宣言を缺いて居るが、實際はハイデルベルヒ決議の趣旨の如くに、抑留に止めて沒收は爲し居らないものと承つた。併し平時封鎖に於ても封鎖侵破船舶の沒收が行はれた先例は存在し、最初は例へば一八三八年のメキシコ海岸の封鎖の如きは第三國般船に及ぼし、且總べて侵破船を沒收した。併しその後平時封鎖の效力を制限せんとする傾向となり、一八五〇年のギリシヤ海岸の封鎖は單に抑留に止め、沒收に到らず、一八八六年のギリシヤ封鎖に於てもこの非沒收

主義が守られた。<sup>(6)</sup>併し今日に於ても平時封鎖優破船舶が常に没收を免がれるとはかぎらず、封鎖優破以外の理由、例へば復仇、擔保等の理由に基き没收を蒙ることあるべきである。

支那沿岸の航行遮断區域はその後擴張せられ、第二第三兩艦隊司令長官は之に關し交々左の宣言を發表した。

本官ハ昭和十二年九月五日午後六時ヨリ北緯三十四度三十分東經百十九度五十五分ヨリ北緯二十一度三十三分東經百八度三分ニ至ル第三國租借地ヲ除キタル爾余ノ中華民國沿海ニ對シ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船ノ交通ヲ遮断スルコトヲ宣言ス本遮断ハ中華民國船舶ニ對シテハ總テ其ノ效力ヲ有スヘク第三國船舶及帝國船舶ハ遮断區域内ニ出入スルヲ妨ケス本宣言ハ昭和十二年八月二十五日本官ノ爲シタル宣言ニ代フルモノトス

昭和十二年九月五日

大日本軍艦出雲ニ於テ

第三艦隊司令長官 海軍中將 長谷川清

本官ハ昭和十二年九月五日午後六時以降北緯四十度東經百十九度五十四分ヨリ北緯三十四度三十分東經百十九度五十五分ニ至ル青島ヲ除ク爾余ノ沿岸ニ對シ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船ノ交通ヲ遮断スルコトヲ宣言ス本遮断ハ中華民國船ニ對シ其ノ效力ヲ有スヘク第三國船舶及帝國船舶ハ遮断區域ニ出入スルコトヲ妨ケス

昭和十二年九月五日

大日本帝國軍艦高雄ニ於テ

第二艦隊司令長官 海軍中將 吉田善吾

後に支那方面艦隊の新編成を見るに及び、右の兩部面の交通遮断に當る海軍力は十一月二十日を以て改めて同艦隊司令長官長谷川中將の指揮下に屬するものに統一せられた。同宣言は左の如くである。

昭和十二年九月五日第二艦隊司令長官吉田善吾及ヒ同日第三艦隊司令長官長谷川清ノ宣言シタル中華民國沿岸ニ對スル同國公私船舶ノ交通遮断ハ昭和十二年十一月二十日午後六時以降本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ之ヲ行フ

昭和十二年十一月二十日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 長谷川清

平時封鎖より戰時封鎖へ

## 一 橋論叢 第九卷 第二號

青島に封鎖を擴張する宣言が昭和十二年十二月二十六日に行はれた。

昭和十二年十一月二十日日本官ノ宣言シタル中華民國沿海ニ對スル同國公私船ノ交通遮斷ハ昭和十二年十二月二十六日午前八時以降青島ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ宣言ス

昭和十二年十二月二十六日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 長谷川清

而してその後支那方面艦隊司令長官の更迭の行はれる毎に、新司令長官の名に於てその交代の宣言が爲されて居る。

長谷川支那方面艦隊司令長官カ實施シ來レル中華民國沿岸ニ於ケル同國公私船ノ交通遮斷ハ昭和十三年四月三十日午前十一時以降本官之ヲ行フコトヲ宣言ス

昭和十三年四月三十日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 及川古志郎

及川前支那方面艦隊司令長官カ實施シ來レル中華民國沿岸ニ於ケル同國公私船ノ交通遮斷ハ昭和十五年五月七日正午以來本官之を行フコトヲ宣言ス

昭和十五年五月七日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 嶋田繁太郎

嶋田支那方面艦隊司令長官カ實施シ來レル中華民國沿岸ニ於ケル同國公私船ノ航行遮斷及同沿岸特定海面ニ於ケル一切ノ船舶ノ出入禁止ハ昭和十六年九月十一日午前九時以後本職之ヲ行フコトヲ宣言ス

昭和十六年九月十一日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 古賀峯一

支那事變が、宣戦せざる事實上の戦争 *undeclared war, de facto war* たるに止まつて、未だ國際法上の戦争 *de jure war* とならず、従つて我が海軍の行ふ支那沿岸の航行遮斷も亦平時の封鎖の範圍に限られねばならなかつた。

併し苟しくも封鎖を宣言して、相手の反省を求めるのみならず、更に相手の抗戦力の弱體化を計らんとするのであるから、封鎖の効果を最大ならしめなければならぬ。平時封鎖が外國國旗を掲げる船舶の自由航行を許容すべきもの

とされ、始めは我が支那封鎖もこの線に沿つて行はれた。併し支那船舶の第三國旗の濫用並びに國籍移轉の假裝が盛んに行はれる様になり、これ等の取締の目的を以て、第三國船舶に對する臨檢留置の必要が起つて來た。平時封鎖が第三國船舶に嚴に效力を及ぼし得ずとするも、封鎖を受ける國の船舶に非ざることを確める爲めに、最少限度の措置として臨檢だけは當然許されねばならない。今次支那沿岸航行遮斷の措置に關聯して、支那船舶の假裝の國籍移轉の防止の爲め、昭和十二年八月二十五日帝國第三艦隊司令長官の交通遮斷宣言後國籍を第三國に移轉した支那船舶に對して特別の臨檢留置といふ如き措置を執ることとし、其の旨を九月十八日外務省より帝國政府の覺書を以て在京各國大公使に宛てて通告した。此の事は法律上第三國船たるものに効果を及ぼさんとする點より頗る興味ある問題を提供するのである。次ぎにその覺書を掲げる。

帝國海軍ハ曩ニ速ニ時局ヲ收拾シ事態ヲ安定スル目的ヲ以テ支那船舶ニ對シ一定地域ヲ除ク支那沿海ノ交通ヲ遮斷スル措置ヲ執レル處支那船舶中ニハ第三國ヘノ國籍移轉ヲ假裝シ右交通遮斷ノ效果ヲ免レントスルモノアルニ鑑ミ帝國政府ヘ之カ防止ノ爲昭和十二年八月二十五日帝國第三艦隊司令長官ノ支那船舶交通遮斷宣言後國籍ヲ第三國ニ移轉シタル支那船舶ハ該移轉ニシテ關係國ノ國法ニ從ヒ且實質上モ完全ニ爲サレタルニ非サレハ之ヲ有效ト認メス此種船舶ニシテ満足ナル移轉ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤニ付疑ヒアル場合ニハ之カ調査ノ爲臨檢留置 Inspection and detention 等ノ必要ナル措置ヲ執ル事アルヘシ就テハ貴國政府ニ於テモ此種支那船舶カ貴國々籍ヲ假裝的ニ取得スルカ如キト無キ様御配慮アリ度

昭和十二年九月十八日

支那の沿岸貿易並びに内水航行は一般外國船舶に開放されて居る。通常の獨立國に於ては、外洋貿易のみ外國船に許し、沿岸貿易 coasting trade は自國船舶に獨占せしめる。然るに支那に於てはこの沿岸貿易權が條約上外國商船

平時封鎖より戰時封鎖へ

に開放せられて居り、支那の開港場と開港場との間に於て各國船の往來は自由である。一八四四年米清望厦條約（第三條）、同年佛清黃埔條約（第二條）は五港間の航行を明文を以て之を認め、一八六三年丁清間の天津通商航海條約（第四十四條）は一般に沿岸運送を承認して居る。更に内水航行權 inland navigation に就いても、支那は之を外國船に開放し、開港場以外の港に對して内國船と同様に航行を認める。一八九八年七月に「内港章程」が發布され、次いで同年九月「内港行輪章程續補」が制定せられ、汽船の通じ得る内地水路を悉く外國船船に開放することを定め、この章程は一九〇二年英支マツケー條約及び一九〇三年追加日清通商航海條約に附屬して制定せられた追加内地水路汽船通航規則によつて、條約に基ける權利として確立したのである。従つて支那航業に於て重要な地位を占めるものは外國船船である。今支那沿岸の航行遮斷を實施しても、平時封鎖の理由を以て、封鎖の効果を第三國船船に及ぼさないものとすれば、この支那航海業の現状に於てその目的を十分に達成し得なかつた。茲に於て平時封鎖であるに拘はらず、支那沿岸を航行する外國船船に對して何等かの新措置を執る必要があつたのである。

對重慶作戰も長期戦となり、對支經濟封鎖を愈々強化するの必要が増大し、昭和十四年に到り、舟山列島の如き據點を確保すると共に、新作戦を展開し、その軍事行動に伴つて各港の閉塞を實施する事となつた。最初に閉塞された港は海門であり、續いて温州及び福州が閉塞された。敷設水雷その他の危険を以て現實に港を閉塞するので、一種の石材封鎖 stone blockade である。我が海軍は單純に商業上の航海を遮斷する目的を以て、かかる障害物を設置したものでなく、恆に現實的な作戦行動に伴つて行つた。而して支那方面艦隊司令長官の名を以て、在上海總領事を通じ各國外交關係及び各海關に宛てその閉塞を通告した。昭和十四年六月二十七日に行はれた福州及び温州の封鎖に關す

る宣言の通告は次ぎの通りであつた。

一 帝國海軍部隊ハ昭和十四年六月二十七日ヨリ温州福州ニ對シ軍事行動ヲ開始セルニツキ港内在泊ノ第三國艦艇並ニ船舶ハ二十九日正午(日本時間)マテニ温州ニアリテハ東經百二十一度十五分以東ニ、福州ニアリテハ東經百十九度五十分以東ノ海面ニ出テラレタク、右時刻以後温州及福州ノ港口ハ右軍事ノ必要上障害物及危險物ヲ以テ閉塞セラルヘク爾後コレラ港口ノ通航ハ不能トナルヘシ、從ツテ右時刻迄ニ出港セサル艦船ノ直接及間接ニ蒙ルコトアルヘキ損害ニ對シテハ我方ニ於テ其ノ責ヲ負フコト能ハス

一 危險物設置位置左ノ通り

(一) 温州・沙頭水道以東、東北水道中央部

(二) 福州巽斗水道東部(セントラル・ブイ附近)

一 温州及福州附近ハ戰鬥地域ト爲ルヘキニ付コレラ地域在住ノ第三國人ハ成ルヘク速ニ避難セシメラレタシ

其の後帝國は福建省泉州、銅山、詔女の各港灣更に廣東省の汕尾に閉塞作戰を實施した。その港灣閉塞通告雛形は、右の福州及び温州の書式と同じであつて、第三國側にその艦船の避退方を要請するものであつた。左に中南支沿岸の閉塞諸港の一覽を掲げて置く。

中南支沿岸閉塞諸港一覽表

- 一、海門(第一回)(閉塞年月日一四、二、一九)
- 一、温州(第一回)(一四、六、二七) 障害物危險物ノ設置位置—温州沙頭水道東部—南北水道ノ中央部
- 一、福州(一四、六、二七)—巽斗水道東部(閩江口東部「セントラル・ブイ」附近)
- 一、泉州港(一四、七、一五)—宗武灯臺ト詳芝嘴トヲ連ナル線附近

平時封鎖より戰時封鎖へ

## 一 橋論叢 第九卷 第二號

- 一、銅山港(一四、七、一五)——銅山灣灣口(古雷頭山ヲ通スル東西線附近)
- 一、詔女灣(一四、七、一五)——詔女灣灣口(詔女頭及 Baren Hd. ヲ連スル線附近)
- 一、興化灣(第一回)(一四、七、一九)——興化灣水道東部及南日水道南部
- 一、汕尾澳(一四、七、二〇)——汕尾頭ヲ基點トシ百三十度ノ線附近
- 一、三都澳及羅源灣(一四、七、二一)——Chown Pt. 及 South Pt. トヲ連スル線附近
- 一、沙埕港(一四、七、二二)——南關山ト屏風山トヲ連スル線附近
- 一、海門(第二回)(一四、八、八)——松浦閘南方海面
- 一、湄洲浦(一四、九、六)——(イ)小窄山ト Roubens Pt. トヲ連スル線附近 (ロ) Shot Pt. ト Rown Is. トヲ連スル線附近
- 一、温州(第二回)(一四、九、一七)——(イ)尾岬山ノ西側水道(ロ)霓礁ヲ基點トスル二百七十度線附近 (ハ)小五星島ト虎頭島東北端トヲ連スル線附近
- 一、古鰲頭(一四、一〇、六)——琵琶山ヲ通スル南北線附近
- 一、三都澳(第二回)(一四、一一、一)
- 一、温州(第三回)(一五、二、一五)
- 一、興化灣(第二回)(一五、二、一八)

右の如く中南支一帶の港灣が閉鎖され、第三國船の避退方が要望せられたが、この閉塞は事實上の効果しか第三國船舶には無く、之を法的に拘束することが出来なかつた。結局この閉鎖によつて支那戎克の接收出入を防止することが出来たが、第三國船舶のこの通告を無視し、自己の危険に於てその閉塞港を往來するのを禁ずることは出来なかつたのである。

次に沿岸封鎖の強化の爲め考案されたのは海關の協力である。昭和十三年五月以來上海税關は我が方に接收を了し、従前の機構を維持しつつ海關行政に従事して居る。昭和十四年五月、海門（江蘇）、啓東、海門（浙江）、興化、秀嶼、涵江、泉州、新洋港、阜審向け内河航行船舶の出港差止をなすこととなり、我が海軍作戦と協力して、茲にこの方面への物資の移出人は停止することに至つた。殊に貨物移動に關聯ある南方沿岸の海軍宣言による封鎖は昭和十五年七月、八月、十一月、翌十六年三月の四次に互り、海關は右封鎖地域への船舶航行禁止の處置を其の都度執り現在に到つて居る。ここに第三國船舶はかかる封鎖諸港に對し出港證明書 *clearance* の發給を受け得ないこととなり、證明書のない密航船は税關規則違反として處置されることとなつた。

併し支那沿岸封鎖を強化する爲めには、正面より第三國艦船に效力を及ぼすべき封鎖を實行せねばその成果を期し難い。遂に昭和十五年七月十五日に支那方面艦隊司令長官の名を以て、一切の船舶に對する入港禁止の宣言を發したのである。

本職ハ作戦上ノ必要ニ基キ昭和十五年七月十六日午前零時以後一切ノ船舶ノ左記ノ區域ニ入港スルコトヲ禁止スヘキコト並ニ右禁止ニ從ハスシテ入港シ又ハ入港セントスルモノニ對シテハ本職ノ指揮下ニ屬スル海軍兵力ヲ以テ之ヲ抑留スヘキコトヲ宣言ス從ツテ同日同時刻以後同區域ニ出入スル人員及船舶ノ直接ニ蒙ルコトアルヘキ一切ノ損害ニ對シテハ本職ハ其ノ責ヲ負ハス

#### 記

- 一、許山及西火山島燈臺連絡線、舟山叢島沈家門ヲ通スル南北線並ニ六横島南端ヲ通スル東西線ヲ以テ包ム杭州灣象山浦海面
- 二、南排山及洞頭山東端連絡線並ニ半面山ヲ通スル東西線ヲ以テ包ム温州港及其ノ附近海面並ニ樂清灣
- 三、Kunged Pt. ヲ通スル三四〇度線以西ノ三都澳及羅源灣

平時封鎖より戰時封鎖へ

## 一橋論叢 第九卷 第二號

四、定海ヲ通スル南北線及 Back Head ヲ通スル四五度線ヲ以テ包ム福州港及其ノ附近海面

本宣言ハ昭和十五年五月七日附中華民國公私船ノ交通遮斷ニ關スル本職ノ宣言ノ效力ヲ妨クルモノニ非ス

昭和十五年七月十五日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 嶋田繁太郎

右の封鎖區域は昭和十五年八月十日並びに十二月二十三日に追加擴張せられた。其の八月十日附支那方面艦隊司令長官の南支方面作戰に關する封鎖宣言を掲げて參考に供したい。

本職ハ作戰上ノ必要ニ基キ昭和十五年七月十五日抗州灣、象山浦、温州灣、福州港及三都澳、羅源灣方面海面入港禁止ニ關スル本職ノ宣言ニ左記區域ヲ追加スヘキト並ニ本追加區域ニ關スル效力ハ昭和十五年八月十五日午前零時以後發生スヘキトヲ宣言ス

## 記

K r t I, High Cone, 平海、Pyramid Pt, 深滬角ヲ順次ニ連結セル經ヲ以テ包ム興化灣、平海灣、湄州浦、西浦、泉川浦、深滬灣及其ノ海面

昭和十五年七月十五日の前記封鎖宣言は、その效力を第三國の船舶に及ぼした點に於て、全く劃期的なものであつた。これを尙平時の封鎖と稱し得るであらうか。勿論平時封鎖に於てもその效力を第三國船舶に及ぼした先例並びにこれを肯定する學說も存在する。一八三八年に佛國がメキシコ海岸を封鎖して第三國船舶を拿捕し、又一八八四年佛國が臺灣を封鎖した際にも第三國船舶の航行を遮斷せんとし、更に一九〇二年英獨がヴェネズエラを封鎖した時に英國は第三國船舶の拿捕を命じて居る<sup>(12)</sup>。大多數の學說が平時封鎖が第三國通商を阻害し得ないものとなすが、ペレルス Perels、ブルメリン、Buhmering、ハフター、Helffer 等によつて平時封鎖の對外的效力が肯定せられるのである。茲

に我が海軍の支那海岸の航行遮断が、支那船舶のみならず、一切の船舶に對して擴張されたのであるが、これを目して直ちに國際法違反と稱すべきではない。長期に亘つた支那沿岸の航行遮断は、強化の線を辿り、結局平時封鎖とは稱し得ざる所にまで擴大して來たのである。支那事變が、名義のみ事變と稱するも、その實質に於ては全く戰爭 *war* in all but the name である。日本自らが關係國にその交戦權の承認を要求し、昭和十四年夏の日英會談に於ては、

「英國政府は大規模の戰鬪行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認」する旨の覺書の署名調印が七月廿二日に成立して居る。然らば支那事變完遂のために航行遮断を強化するも、第三國の航行權を阻害するの違法行爲となるとは言ひ得ない。平時封鎖なる名稱に囚はれる必要は毫も存しない。第三國通商に影響する封鎖がそこに存在し、この封鎖措置が肯定されるとすれば、これは既に戰時封鎖に變質して居るのではなからうか。封鎖の封鎖たる性質は中立國の通商を遮断防止する所に在る。平時封鎖は復仇その他の理由に基き相手國のみに對して行はれる。平時封鎖は通商制限的意味に於ては寧ろ封鎖ではないのである。併しこれを通商遮断の意義に使用するならば、平時封鎖より變じて封鎖そのもの即ち戰時封鎖の性格を帯びざるを得ない。我が支那沿海航行遮断が理に於て平時封鎖を第三國船に適用した一の例を作つたことになるが、吾人は寧ろ事實を正視して、封鎖強化の結果「戰時封鎖」 *war blockade* と成り了つたものと考へたい。従つて封鎖が第三國船舶に擴張せられた時より、事變が一變して國際法上の戰爭と變じて居たものと認定せざるを得ないのである。

幸にして昭和十六年十二月八日の大東亞戰爭の勃發は支那沿岸航行遮断の難しい法律問題を實際上解決してくれ、英米蘭等の敵性船舶を支那沿岸から一掃してしまつた。昭和十六年十二月八日の香港植民地の全沿岸の封鎖は全くの

戰時封鎖であつて、今日の支那海の航行遮断の戰時性を共に物語る一事象となし得よう。左に支那方面艦隊司令長官の香港封鎖の宣言を掲げて参考に供したい。

本官ハ昭和十六年十二月八日正午香港植民地（イギリス領香港及イギリス租借地）ノ全沿岸ヲ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ封鎖シコロヲ維持スルコト並ニ右封鎖地域内ニアル友邦及中立國ノ船舶ニ對シ封鎖地域ヲ退去スル爲メ廿六時間ノ猶豫期間ヲ與フヘキコトヲ宣言ス

右封鎖ヲ破ラントスル一切ノ船舶ニ對シテハ國際法及帝國ト中立諸國トノ條約ニ據リ之ヲ處理スヘシ

昭和十六年十二月八日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 古賀峯一

(4) 立作太郎博士「全支沿岸航行遮断宣言と國際法上の平時封鎖」『支那事變國際法論』所載 二三頁以下。  
信夫淳平博士『戰時國際法講義』第一卷 六〇二頁以下。

拙稿「支那事變と國際法」『戰時經濟講話』所載 一二八—一三七頁。

Barnett, R. W.; *Economic Shanghai, Hostage to Politics 1937-1941, 1941*, p. 168-171.

(c) Westlake; *International Law, 1907*, p. 16.

Hyde; *International Law, Vol. II*, p. 181.

Atherley-Jones; *op. cit.*, p. 116.

Bonde; *Traité Élémentaire de Droit International Public, 1926*, p. 383.

(e) Foignot et Dupont; *Manuel Élémentaire de Droit International Public, 1932-35*, p. 511.  
Hall; *op. cit.*, p. 438.

(7) 拙稿「揚子江の國際法上の地位」『國際經濟研究』第二卷 第六號 二九—三三頁。

(8) 石村封鎖成就 Oppeheim; *op. cit.*, p. 628.

海牙の「自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約」(一九〇七年)の第二條「單ニ商業上の航海ヲ遮斷スルノ目的ヲ以テ敵ノ沿岸及港ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルコトヲ禁ス」との規定がある。

(9) 日本國際協會編纂『昭和十四年の國際情勢』(一九三九年)三〇四頁以下。

(10) 中南支沿岸封鎖強化に關する上海稅關長宛ての出港證明書不發給の通告は左の如きものである。

昭和十五年七月十三日

支那方面艦隊參謀長

上海稅關長殿

帝國海軍部隊ハ七月十六日以後ニ於テ寧波、温州、三都澳、甬江ニ對スル出港證明書ヲ發布セサルコトニ取計相成度

尙右港附近ヲ航行スル船舶ハ帝國海軍力ニ依リ航行ヲ阻止セララルコトアルヘク又右ニ依リ航行船舶カ直接又ハ間接ニ受クルコトアルヘキ損害ニ對シテハ帝國海軍ニ於テハ其ノ責ヲ負ハサルニ付申添フ(終)

昭和十五年十月三十一日

支那方面艦隊參謀長

上海海關長殿

出港證明書不發給ニ關スル件照會

浙江東岸地區ニ於テ帝國海軍ハ尙作戰繼續中ナル處左記諸港ニ一般船舶ノ出入スルハ右作戰ヲ妨クルノミハラス出入船舶又不慮ノ損害ヲ蒙ルヘキ公算アルヲ以テ貴海關ニ於テ當分出港證明書ヲ發給セサル様取計相成度

記

一、石浦

二、松門

平時封鎖より戰時封鎖へ

## 一 橋論叢 第九卷 第二號

三、海軍

四、古蔡頭

五、沙埕

(11) Barnett; op. cit., p. 170.

(12) Hogan; op. cit., p. 49-69.

Heffer; Das europäische Völkerrecht der Gegenwart, 1882, S. 237-8.

Perels; Das internationale öffentliche Seerecht der Gegenwart, 1882, S. 167-9.

Holland; Studies in International Law, 1889, p. 143.

Maxey; International Law, 1906, p. 365.

立博士『支那事變國際法論』三〇—三二頁。

松波仁三郎博士「支那沿岸の遮斷と第三船」『外交時報』昭和十二年十月號所載。

## 三 米國の對樞軸經濟封鎖の展開

平時封鎖より戰時封鎖へと轉換して來たものと看做し得る他の事例として最近の米國がある。米國は日獨伊の樞軸國の行動を侵略行爲と專斷し、これに對する制裁の名のもとに經濟斷交を敢行し、遂に今日の大戦にまで導いて行つた。米國の行つた經濟斷絶の措置は、交戰國と自國との間の經濟取引を禁遏することを主眼とし、相手國と第三國との間の通商を防止せんとするものでないから、國際法上に所謂封鎖の範疇中に含ましむべきものでは無い。併し米國

が自國の經濟力を恃み、樞軸國に不當な通商制限を行ひ、以て經濟制裁を科すものと自認して居るのは、結局樞軸國の抗戰能力を破壊せんとするものにて、その實質は經濟封鎖 economic blockade である。海軍力を利用して通商妨害を行ふのではないが、自國の經濟力を濫用して相手國力の疲弊を計らんとするものにて、ボイコットに依る封鎖である。然かも戰爭に捲き込まれず超然として中立の地位に立たんとするのである。この地位を制限的中立 qualified neutrality 又は非交戰 non-belligerency の位置と稱して來た。次ぎに具體的に米國の執つた行動を吟味してみよう。

對日經濟封鎖を斷行すべしとの聲は昭和七年の滿洲事變以來次第に強くなり、支那事變に於ては、先づ昭和十二年十月六日の聯盟總會が支那に對し精神的支持を約し、且國際聯盟國に對し支那の抵抗力を弱むる性質の一切の行動を差控ふべきことを勸奨し、竝に聯盟國に對し支那に援助を爲し得る程度を検討すべきことを勸奨し、更に翌昭和十三年九月三十日聯盟理事會は規約第十六條の制裁條項を發動する旨の報告を採擇した。併し聯盟國に於てその報告採擇の決議に従つて直ちに對日經濟制裁を實行したものは無く、米國も中立法を遵奉して孤立主義の立場を採り、對日ボイコットの擧には出でなかつた。米國が對日強硬政策に出でるに到つたのは、歐洲情勢が逼迫し、殊に昭和十四年九月歐洲大戰が勃發し、英國が東亞より後退し、これに代つて米國が極東の守護者たることを自認し來たつてからである。昭和十四年七月二十六日の通商條約廢棄の通告は實に米國の對日強硬政策の第一彈であつた。

昭和十五年春の獨逸の西部戰線に於ける大勝は、日米關係の緊張を若干弱めたが、他方日本が東亞共榮圈の確保を目標として南方へ膨脹態勢を採るに到るや、再び米國は反日禁輸の方針に轉じ、殊に昭和十六年六月獨蘇開戰以來米國の地位が相對的に優越となるや、愈々その本性を發揮して、東亞の霸權把握の野望に燃え、對日攻撃に拍車を掛け

るに至つた。

昭和十六年七月二十五日の對日資金凍結令の發布は、對日斷交の最も惡辣なものであり、之を侵略國に對する當然な制裁であると呼號し、言語道斷を極めた。次いで日本を目標とする石油輸出の制限化を實施すると共に、A B C Dの對日包圍體勢の整備を計り、情勢の推移に伴ひ和戰兩様の構へを持して對日工作を進めて來たのである。米國政府は昭和十五年七月二日以降所謂國防強化法中の軍需關係物資輸出許可條項の實施に依り、兵器、彈藥、軍用器材、工作機械、航空用燃料、屑鐵鋼、銅、其他各種の軍需資材及び軍用機械等の事實的對日禁輸を行つて來たが、この禁輸も資金凍結令の發布以來相次いでその強化を見たのである。

石油の全面的對日禁輸問題は反日措置の尤なるもので、昭和十六年六月二十日東部に於ける石油製品の不足を機とし、石油製品を全面的輸出許可制の下に置いた。但し東海岸を除く諸港からの輸出に就いては「ゼネラル・ライセンズ」が發行せられたから實質上は東海岸からの對日輸出が禁止せられたのに過ぎなかつたが、爾後一般許可が停止せられることに依り全面的禁輸に容易に移行し得られることが注目を惹いて居た處、八月一日には昭和十五年八月一日から實施して來た所の航空用「ガソリン」の輸出制限を殆んど禁止同様に強化し、又其他のオイルに就いては戰前の標準輸出高迄に輸出を減少せしめるとの嚴重な制限に出て來たのであつた。更に又米國はその輸出許可制の強化に就き、單にその品目の擴張をするに留まらず、屬領及び中南米諸國をも同様な措置に出でしめようと奨憑し、殊に屬領に就いては五月十九日屬領への輸出統制法案が米國議會を通過し、同二十八日大統領の署名を了すると同時に比律賓にその適用を見ることがなつた。實に無道な經濟斷交の暴舉であつた。

併し斯かる經濟封鎖は平時の國家關係に於て許し得るものであらうか。交戰關係に在らざる國家間に於て行はれる經濟斷交は、武力に依る挑戰に比すべき敵對行爲 *causus belli* であり、相手國はこれを默過し得ない所である。結局かかる經濟封鎖は相手の反擊を招き、戰爭とならざるを得ない。米國の經濟斷交は、獨伊に對しては更に過酷にして、中立の地位に立ちつつ援英政策に狂奔し、自ら參戰の渦卷へと捲き込まれて行つたのである。

歐洲戰爭が勃發した當時米國には一九三七年五月一日に制定した中立法が在り、孤立主義の色彩が未だ濃厚であつて、交戰國に對して武器彈藥軍用器材の供給を禁止する條項に拘束されて居た。然るに先づ一九三九年十一月四日に新しい中立法が出来て交戰國に武器類を賣却することを禁止した條項が撤發せられ、茲に米國は對英武器援助に乗り出したのである。右の兵器等の輸出は「現金自國船主義」*cash and carry system* に依るものにて、新中立法の制定は、現金を豊富に所有し、制海權を掌握して居る英佛側にとつて極めて有利であつたことは争はれない。

97  
米國が對英援助に一步前進して來たのは一九四〇年九月二日の米英間の驅逐艦及び軍事基地交換の協定の成立である。米國はニューファウンドランド、ヴァーミユダ、バハマ、ジャマイカ、セントルシヤ、トリニダット、アンティグア、英領ギアナの海軍及び空軍基地を九十九ヶ年間租借し、英國は右と交換して米國の艦齡超過驅逐艦五十隻を取引することとなつた。併しかかる驅逐艦の交戰國への讓渡は明白な中立違反であつて、海牙の「海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約」の第六條が「中立國ハ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス交戰國ニ對シ直接又ハ間接ニ軍艦、彈藥又ハ一切ノ軍用材料ヲ交付スルコトヲ得ス」と規定する所と正面より衝突する。侵略國に對して制裁を科する場合には、中立義務に従ふを要しないと自己辯護をなして居るが、かかる制限的中立の地位を今日の國際法上

承認し難いのである。

次に一九四一年三月十一日に成立實施せられた武器貸與法に基く兵器類その他の供給は、對英援助を促進して、樞軸國への敵性を發揮したもので、米國はデモクラシー國家の兵器廠たることを公言するに到つた。武器貸與法は「アメリカの國防促進法」と正式に呼ぶ法律にて、中立法が「現金自國船主義」を執り、その特に現金主義が援英政策上に招來する障害を補ひ、且之を一段と推進せしめんとする目的を以て成立したもので、一言にして言へば、英國に信用を與へる法律である。本法案の實施が米國を非中立の地位に置くものにて、米國自身之を自衛權に基く異常事態であると苦しい辯解を試みた。

米國の對樞軸國壓迫は更に強化せられ、一九四一年三月三十日には米國港灣在泊獨伊船舶の接收を實行し、四月十日にはグリーンランドの航空基地使用に關する協定の締結をなし、同十一日には中立法實施規則改正に依る紅海への米國船舶出入の許容を行ひ、五月上旬には在米獨伊多數の抑留を決定し、六月十六日には在米獨逸領事館の閉鎖要求、六月二十一日には伊國領事館の引揚げ要求を敢行したのである。殊に六月十四日には在米獨伊の資金凍結を發し、米國の對獨伊の經濟封鎖はその極點に達した。更に十一月十三日に中立法を改正し、商船の武装を禁止する條項と交戰區域に米國船舶の立入るのを禁止する條項を削除し、援英政策の積極化を計つた。

米國は援英の爲め、大西洋上の哨戒 Patrol 特に發砲命令を與へられた哨戒を實施して居る。護送でなくて哨戒といふのは、今度の戰爭で始めて考察されたことで、軍艦又は飛行機を以て海上を警戒し、船舶の航海を計るのである。具體的に言へば哨戒を行ふ米國の軍艦又は飛行機が英國側の船舶の航行する海上を警備し、獨逸潜水艦は飛行機を發

見したときは、これを英國側の船舶に通知して逃避せしめ、又はその軍艦や飛行機に通報して攻撃せしめんとするのである。この哨戒を米國が何時頃から始めたか正確には判つて居ないが、一九四一年四月には哨戒をグリーンランドまで擴張することを闡明し、五月にはルーズヴェルト大統領は獨逸の潜水艦による攻撃のある、總べての海に哨戒を擴張すると聲明したのである。のみならず九月十一日には發砲命令が與へられたことが發表されたのである。

歐洲大戰に對して米國は當然中立の地位に立ち、公平不偏の態度を持すべきに拘はらず、かくも米國は不法な敵對行為を樞軸國に對して働いた。今日の國際法理に於て戰爭に参加しない國家は、中立の權利と義務とを取得し、個人的感情に従ふことなく、當然に中立國とならねばならない。この地位は雙方の交戰國に對する公平と無援助を主義とする。米國が自國の防衛を理由とし、或ひはデモクラシーの擁護を理由とし、更に法の執行を理由として、國際法上の中立の地位を拋棄せんとするが、正式に參戰するに非ずしてかかる不完全な中立状態には斷じて立ち得ない。中立國たる利益を享有しつつ、非交戰者 *non-belligerent* なりと稱して、交戰者一方のみを援助し、他方に經濟斷交を實施して、中立の義務を履行しないことは國際法上の不法行為である。一九三四年國際法協會 *association* が不戰條約の解釋條項を決議し、不戰條約違反國に對しては交戰權を否認し、中立の義務を遵守することを要しないと宣言した。この國際法協會のブダペスト條項を援用して、米國は樞軸國を自してヴェルサイユ體制の破壊者であり不戰條約の違反國であるとし、これ等の侵略國は法の保護を受けず *outlawry* 従つて之に對し中立の義務の羈束を受けぬものとする。然し乍ら引用するブダペスト條項それ自らが有權的なもので無く、解釋を名に不當に不戰條約の内容を擴大せんと試みたに過ぎず、國際法理上根據なきものである。米國が樞軸國に對して斷交政策を強化し、非中立の地位を

續行して來たことは、世界の支配者を以て認ずる米國の我儘そのものの表現にて、結局はかかる異常な不法状態の持續は許されず、米國自らが參戰途上を驀進したわけである。昭和十六年十二月八日に日本が對米英宣戰を行ひ、十一日には獨伊が對米參戰を決行するに到つたのも、隱忍し來たつた樞軸國の經濟封鎖に對する反撃であつた。

經濟封鎖が國際協力主義華やかにして、弱小國を壓迫して、國際警察を實行しようと企てた時、若干の効果を有して居た。併し新しい秩序の樹立を目標とする世界的動搖が起つた今日に於て、徒らに舊體制を墨守せんと經濟制裁の武器を振り翳すことは洵に危険である。經濟封鎖を強國に然かも個別的に實行しても效力は期し難い。反つて戰爭を擴大するばかりである。茲にも我々は平時封鎖が戰時封鎖に變移するの現象を見るのである。

(E) Oppenheim; *op. cit.*, p. 524-528.

Kenwick; *op. cit.*, p. 532-535.

Haase; J., *Wandlung des Neutralitätsbegriffs*, 1932.

(F) *Neutrality and Collective Security*, Harris Foundation Lectures 1936, p. 227.

Briggs; *The Law of Nations, Cases Documents and Notes*, 1938, p. 717.

中立に關する條項を拔萃する

In the event of a violation of the Pact by a resort to armed force or war by one signatory State against another, the other States may, without thereby committing a breach of the Pact or any rule of International Law, do all or and of the following things: —

(a) Refuse to admit the exercise by the State violating the Pact of belligerent rights, such as visit and

search, blockade, etc.;

(b) Decline to observe towards the State violating the Pact the duties prescribed by International Law, apart from the Pact, for a neutral in relation to a belligerent;

(c) Supply the State attacked with financial or material assistance, including munitions of war;

(d) Assist with armed forces the State attacked.

本號執筆者紹介

- |       |            |
|-------|------------|
| 山田雄三氏 | 東京商科大学教授   |
| 太田可夫氏 | 東京商科大学豫科教授 |
| 銀屋義氏  | 商學士        |
| 大平善梧氏 | 東京商科大学助教授  |
| 江澤讓爾氏 | 東京商科大学豫科教授 |
| 田上穰治氏 | 東京商科大学助教授  |
| 吉永榮助氏 | 東京商科大学助教授  |